

平成31年度千葉市科学館の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とコングレ・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成29年1月27日付けで甲乙間で締結した千葉市科学館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第50条第3項の規定に基づき、平成31年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第50条第1項に規定する指定管理料の額は、403,498,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（月次指定管理料に係る端数の処理）

第3条 基本協定第51条に規定する月次指定管理料の額に千円未満の端数があるときは、すべて第1条に定める期間の最初の1月に係る月次委託料に合算するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊 人



乙 大阪市中央区淡路町三丁目6番13号

コングレ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体

大阪市中央区淡路町三丁目6番13号

株式会社コングレ

代表取締役社長 武内紀子



構成団体

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀克英

